

コラボヘルス推進事業に関する個人情報の共同利用について

ブリヂストン健康保険組合では、コラボヘルス推進事業を実施するにあたり、「高齢者医療確保法」に基づく特定保健指導や生活習慣病予防の保健指導等の効果的な実施、統計的な健康情報の把握のために、40 歳以上の特定健康診査や 40 歳未満の定期健康診断の健診データ等の個人情報を事業所と共同利用いたします。

また、健康の維持増進、生活習慣病予防対策として提供している健康ポータルサイト(Pep Up)について、登録状況ならびに各種イベント参加状況等の個人情報を事業所と共同利用いたします。

つきましては、共同利用の内容について、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 5 項第 3 号の規定に基づき下記の通り公表いたします。

1. 共同利用の目的

健康に関する施策を会社と健保が協働(コラボ)して行うことで、従業員の生活習慣病予防対策や健康課題解決に向けた適切なアプローチを効率的に進め、健康経営の推進及び被保険者の健康管理・維持・増進を図るため。

2. 共同利用に関わる業務内容と共同利用される個人データの項目・共同して利用する者の範囲

(1) 特定保健指導

共同利用の対象となる者	ブリヂストン健康保険組合被保険者のうち特定保健指導対象者(※1)	
共同利用に関わる業務	① 特定保健指導対象者情報の報告 ② 特定保健指導の面談調整 ③ 特定保健指導の受診勧奨	
共同利用する個人データの項目	対象者の以下の情報 ① 特定保健指導の対象者であること ② 被保険者等記号・番号、氏名、カナ氏名 ③ 特定健康診査に係る検査結果 (階層化結果、性別、年度末年齢、健診実施年月日、メタボ判定、危険因子_危険因子個数、BMI、腹囲、空腹時血糖、随時血糖、HbA1c、空腹時中性脂肪、随時中性脂肪、HDLコレステロール、収縮期血圧、拡張期血圧、LDLコレステロール) ④ 特定健康診査に係る問診結果 (喫煙の有無、血圧・血糖・脂質に関する服薬の有無) ⑤ 保健指導実施の有無	
共同して利用する者の範囲	事業所	健康づくり責任者・健診担当者・産業保健スタッフ 管理監督者(※2)
	健康保険組合	保健事業担当職員

(※1) 特定保健指導対象者とは、高齢者医療確保法省令に定める「特定保健指導対象者」のことを指します。

(※2) 特定保健指導において管理監督者が知りえる業務及びデータは、特定保健指導の面談調整に必要な「特定保健指導の対象者であること」と「氏名」に限ります。**特定健康診査に係る検査結果、問診結果を管理監督者にお知らせすることはありません。**

(2)重症化予防対策

共同利用の対象となる者	ブリヂストン健康保険組合被保険者のうち重症化予防対策対象者(※3)	
共同利用に関わる業務	① 重症化予防対策対象者情報の報告 ② 重症化予防対策対象者の医療機関への受診勧奨、受診状況確認 ③ 委託業者プログラムへの受診勧奨 ④ 委託業者の受診勧奨事業の結果報告(未受診の場合)	
共同利用する個人データの項目	対象者の以下の情報 ① 重症化予防対策の対象者であること ただし、ハイリスク者受診勧奨プログラムにおいては、血圧または血糖のいずれに該当するかもお伝えします。 ② 被保険者等記号・番号、氏名 ③ 該当項目(血圧または血糖あるいは両方)に関する医療機関受診の有無 ④事業実施後の受診状況(未受診の場合のみ)	
共同して利用する者の範囲	事業所	健康づくり責任者・健診担当者・産業保健スタッフ 管理監督者(※4)
	健康保険組合	保健事業担当職員

(※3)重症化予防対策とは、下記 A)、B)のプログラムを指す。

(※4)重症化予防対策において管理監督者が知りえる業務及びデータは、医療機関への受診勧奨、受診状況確認に必要な「重症化予防対策の対象者であること」と「被保険者等記号・番号」「基準該当項目」「基準該当項目に関する医療機関受診の有無」に限ります。**事業実施後の受診状況及び指導相談内容を管理監督者にお知らせすることはありません。**

A)ハイリスク者受診勧奨プログラム

以下の項目について、BS 健保基準に該当し、かつ医療機関への受診の確認できない者に対して実施

該当項目	BS 健保基準
血圧	収縮期血圧 180 mmHg 以上 または 拡張期血圧 110 mmHg 以上
血糖	HbA1c 8.0%以上

B)血糖値改善プログラム

以下の項目について、いずれも該当する者に対して実施(※5)

該当項目	BS 健保基準
血糖	空腹時血糖 126 mg/dl 以上(随時血糖 200 mg/dl 以上) または HbA1c6.5%以上
腎機能	以下のいずれか該当 ① eGFR 15～60ml/分/1.73 m ² 未満のうち、年間 5ml/分/1.73 m ² 以上低下 ② eGFR 15～45ml/分/1.73 m ² 未満

(※5)医療機関受診の有無は問わない。ただし、透析者、血管シャント造設者は除く。

(3)健康ポータルサイト(Pep Up)を使用した保健事業

共同利用の対象となる者	ブリヂストン健康保険組合被保険者	
共同利用に関わる業務	① Pep Up 登録推進事業 ② Pep Up のイベント参加推進事業	
共同利用する個人データの項目	① 被保険者等記号・番号、氏名、カナ氏名 ② 登録状況 ③ 未登録者の本人確認用コード ④ イベントへの参加有無 ⑤ イベント参加内容 (本人の合計歩数、参加チーム名、体重の記録回数、チャレンジ項目と各項目の達成日数、健康クイズ各項目の正答数と付与ポイント数、健康博士等の健康クイズ評価結果、健康年齢、実年齢と健康年齢の差等)	
共同して利用する者の範囲	事業所	Pep Up に関する事業の担当者(※6)
	健康保険組合	保健事業担当職員

(※6)PepUp に関する事業の担当者とは、Pep Up の登録やイベントの参加を推進する担当者です。

Pep Up に関する事業の担当者が知りえる情報は、上記の①～⑤のみです。それ以外は共同利用いたしません。

3. 該当個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

管理責任者	事業所	健康づくり責任者(※7)
	健康保険組合	常務理事

(※7)別添「健康づくり責任者一覧」参照。

4. 共同利用について同意されない場合

共同利用について同意されない場合はブリヂストン健康保険組合(madoguchi.kenpo@bridgestone.com)にご連絡ください。

5. 参考情報

コラボヘルス推進の為の健診結果等の共有・活用は、個人情報の保護に関する法律第 27 条 5 項に基づき実施致します。

(参考)個人情報の保護に関する法律

法第 27 条(第 5 項)

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。